

第 2 2 次東京都消費生活対策審議会  
第 2 回総会

平成 2 4 年 7 月 2 5 日 (水)  
都庁第一本庁舎 4 2 階 特別会議室 A

午前10時00分開会

消費生活部長 おはようございます。本日はご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本審議会の事務局を担当しております消費生活部長の藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

現在、東京都では、節電及び地球温暖化防止のため、軽装による執務など「夏のライフスタイル」を実践中でございます。服装等につきましてご理解をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告させていただきます。ただいまご出席をいただいております委員の方は19名、委任状が5通でございます。河村委員は遅れて来るとのご連絡をいただいているところでございます。東京都消費生活対策審議会運営要綱第6に定めます、委員総数の半数以上の出席という総会開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は原則公開とし、総会の内容は、都のホームページ等に掲載し公表させていただきますことをご了承願います。

それでは、後藤会長、よろしくお願いいたします。

後藤会長 それでは「第22次東京都消費生活対策審議会第2回総会」を開会いたします。

最初に、今回新たに委嘱されました委員、幹事及び書記のご紹介と資料の確認につきまして、事務局からお願いいたします。

消費生活部長 まず、後ほどご説明いたします本日諮問させていただく案件のご審議をいただくため、資料1の委員名簿のとおり、専門員を委嘱させていただきました。本日はご欠席ですが、千葉工業大学社会システム科学部教授の越山健彦専門員でございます。

次に、幹事・書記でございますが、このたび、東京都の人事異動に伴い交代がございました。新たな幹事・書記につきましては、資料2の幹事・書記名簿の配付をもって紹介に代えさせていただきます。下線を引いておりますのが、新たに就任いたしました幹事・書記でございます。

企画調整課長 企画調整課長の吉村でございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1が委員名簿でございます。

資料2が幹事・書記名簿でございます。

資料3が「東京都消費生活基本計画改定のための検討資料」でございます。

資料4が「東京都消費生活基本計画の改定（体系の変更点）」でございます。

資料5が「消費生活対策審議会の今後の予定」でございます。

その他、参考資料といたしまして、前回の総会でお配りしたものと同じでございますが、現在の「東京都消費生活基本計画」の冊子と、A4横、黄色のファイル「東京都消費生活基本計画 具体的施策」をお配りしております。

不足している資料がございましたら、お知らせください。

後藤会長 それでは、小林生活文化局長よりごあいさつをいただきます。

生活文化局長 おはようございます。この7月1日付で生活文化局長に就任をいたしました小林でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、また、暑い中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議の開催に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

東京都は、平成20年8月に現在の消費生活基本計画を策定いたしまして、この間、悪質事業者の取り締まりや、消費生活情報の収集・発信、また現場の最前線でございます消費生活総合センターの相談機能の強化など、さまざまな取組を進めさせていただいております。

今年度、計画の最終年度を迎えることになってございまして、本日の総会では計画の改定について諮問をさせていただきます。委員の皆様方には、6月の第1回総会におきまして、諮問に先立って、都が今後重点的に取り組むべき課題などについて貴重なご意見を賜ったところでございます。都は今後とも積極的に消費生活行政を推進いたしまして、全国の自治体をリードしていく、そういう所存でございますので、委員の皆様には、それぞれ専門の見地からご意見、ご提案を賜りますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

後藤会長 ただいまから議事に入りたいと思います。

ただいまの局長のごあいさつにもありましたとおり、当審議会に対しまして、知事からの諮問があります。小林局長から諮問をお受けいたします。

生活文化局長 東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。平成24年7月25日。東京都知事石原慎太郎。諮問事項でございます。東京都消費生活基本計画の改定についてでございます。どうぞよろしく願いいたします。

( 諮問文手交 )

後藤会長 続きまして、諮問の趣旨につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

消費生活部長 それでは、諮問文の裏面をごらんいただきたいと存じます。諮問の趣旨を記載してございますので、読み上げさせていただきます。

「諮問の趣旨。

長引く経済の低迷のもとで、急速な少子高齢化の進行、高度情報化の進展など、消費者を取り巻く経済・社会環境は大きく変化している。

都は、これまでも、高齢者・若者等を狙う悪質商法の撲滅、積極的な消費生活情報の収集・発信、現場の最前線である『東京都消費生活総合センター』の相談・あっせん等による被害救済機能の強化など、全国で最も先進的な取組を実施してきた。

また、国では、消費者庁が設置され、消費生活行政の一元的な推進に向けた法律や体制の整備が進められている。

しかし、依然として、悪質商法による消費者被害、身近な商品・サービスによる事故などの問題が後を絶たない状況にある。

都は、都民の消費生活の安全・安心の実現に向け、消費生活行政を更に積極的に推進していく必要があることから、向こう5年間の指針となる『消費生活基本計画の改定について』諮問するものである。」

後藤会長 諮問の趣旨は以上です。

なお、小林局長は、他の公務のため、ここでご退席いたします。

( 生活文化局長退席 )

後藤会長 それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。

前回の総会では、現在の基本計画に「緊急対策」として挙げられている東京都の施策について、これまでの取組状況などをまとめた資料を基に意見交換をいたしました。今回も事務局で資料を用意しておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

企画調整課長 それでは、資料3及び資料4につきましてご説明させていただきます。

まず、A3縦の資料3「東京都消費生活基本計画改定のための検討資料」をごらんください。こちらの表紙にございますのが基本計画の体系でございます。4つの緊急対策と5つの政策課題で構成されております。前回の総会で緊急対策についてご議論いただきましたので、本日は下の方の四角で囲んだ部分、5つの政策課題についてご議論いただきたく、こちらの資料を用意させていただきました。

表紙をおめくりいただき、1ページをごらんください。この資料の構成でございますが、それぞれの政策課題につきまして、資料の左側に主な具体的施策の成果、右側にそれを踏まえた課題や取組の方向性について、皆様にご議論いただくに当たってのたたき台として事務局案を記載させていただきました。

内容の説明に入らせていただきます。まず1ページでは「政策課題1 消費者被害を防止し、救済を図ります」「政策課題2 悪質事業者を市場から排除します」についてまとめております。

資料の左側、主な具体的施策の成果でございますが、まず、1つ目の丸の「消費者被害の防止」については、これまで「消費者被害防止啓発」「高齢者被害専用相談の実施」ということで、具体的には、毎年9月に高齢者向け、1月～3月に若者向けのキャンペーン月間を設定し、さまざまな媒体を活用した広報や特別相談などを実施してまいりました。

資料の右の方に移りまして、課題・取組の方向性としましては、都内の消費生活センター、これは都のセンターと区市町村のセンターの合計でございますが、センターへの相談件数が年間12万5,000件前後で推移する中、高齢者の相談は依然として増加傾向にございます。

下の図のとおり、23年度には全相談件数の28.3%を高齢者の相談が占めており、過去最高を更新している状況でございます。被害防止のための注意喚起が一層必要となっております。

次に、資料の左側、2つ目の丸でございます。「消費者被害の救済」です。東京都は、第21次審議会の答申を受けて、平成24年度から「東京都消費者被害救済委員会」の受付範囲と対象とする案件を拡大するとともに、既存のあっせん・調停第1部会に加えまして、迅速かつ機動的な審議体制を採用した第2部会を設置し、より多くの紛争案件へ対応できるよう委員会の機能を強化いたしました。

課題・取組の方向性としては、右側の図の下にございますが、区市町村に対する委員会の設置・運営ノウハウの提供や、民間ADR機関との連携による被害救済の推進を挙げております。

次に、資料の左側、3つ目の丸の「取締りの強化」でございますが、都はこれまでも「悪質事業者に対する取締りの強化」に努めてまいりました。新卒の悪質商法に関する情報収集を行い、特定商取引法の対象とならない事業者に対しては、都の消費生活条例を活用して指導・処分を実施するなど、積極的な取組を進めてきました。また、指導・処分と連携

した消費者への注意喚起も実施し、被害の未然防止・拡大防止を図っております。

下の表は、不適正取引事業者の指導・処分実績を示したのですが、年間110件程度となっております。

課題・取組の方向性としては、取締りの強化とともに、事業者自身のより高いコンプライアンスの確保を挙げております。

次に、4つ目の丸の「適正な指導等」でございます。都は、景品表示法や都の条例等に基づきまして、不当な表示に対する監視体制の強化に努めてまいりました。毎年度2万件を超えるインターネット上の広告について調査を実施し、不適正な表示を行った事業者に対し改善指導を実施することで、表示の適正化の推進と消費者被害の防止を図っております。

具体的な指導実績としては、通販事業者等に対する指導や、老人ホーム、放射性物質除去をうたう商品の表示などについて改善指導を行ってまいりました。

課題・取組の方向性としては、インターネットによる取引はますます増加しておりまして、引き続き広告の調査・指導の実施が必要です。

最後の は、先ほどの「取締りの強化」の箇所の課題・取組の方向性とも関連いたしますが、都は、事業者による、法令を遵守した事業活動と消費者保護に向けた取組が推進されるよう、景表法や特商法の解説などを行う講習会を開催しているところでございます。

次のページをごらんください。「政策課題3 商品やサービスの安全・安心を確保します」です。

左側の1つ目の丸の「安全な商品とサービスの確保」ですが、「危害・危険情報の収集・分析・発信」ということで、消費生活総合センター等に寄せられた危害・危険情報等に基づき、安全性の調査や事業者指導を実施し、結果を消費者に情報提供することで、危害の未然防止・拡大防止を図っております。

すぐ下の表に記載のとおり、23年度には28件の商品等の安全性について調査を行いました。

右に移りまして、課題・取組の方向性としましては、多様な消費者ニーズを背景に、新しい商品・サービスが次々登場し、危害・危険も一層複雑多様化する中で、より適切な対応を図っていくこと。

また、商品の利便性が増す一方で、消費者が事業者の想定を超える思いがけない使い方をしたことによる事故も発生しております。事業者指導とともに、消費者に対しても、わ

かりやすい情報発信により、安全意識の向上を図ることが必要となっております。

左側の2つ目の丸の「インターネット等電子商取引における安心の確保」ですが、「架空・不当請求に対する消費者被害の未然・拡大防止対策」として、都民からの通報メール等に基づき調査を行い、条例違反と認定した事業者に対し、文書警告や、事業者名・サイト名の公表等を実施しております。

その下の図は、都に寄せられた通報件数の推移を示したのですが、4年間で6割程度減少いたしまして、23年度には6,190件となっております。

右の課題・取組の方向性としましては、架空請求の通報件数は減少しておりますが、都内の消費生活センターに寄せられる相談の約2割を依然として占めておりまして、また、最近の特徴として、スマートフォンにおける架空・不当請求の相談が急増しておりますので、消費者への注意喚起が必要と考えております。下の図のとおり、23年度には841件もの相談が寄せられました。

次に、左側3つ目の丸の「多様な商品選択の実現」については「商品の原料原産地表示の推進」として、条例の告示で「国内で製造され、都内で販売される調理冷凍食品」の主な原材料について、原料原産地表示を義務づけ、消費者が食品選択に必要な情報を取得できるようにしております。

課題・取組の方向性としては、事業者による消費者の食品選択に必要な情報の提供を挙げております。

次に、4つ目の丸の「高齢者、障害者など誰もが安心できる消費生活の実現」については、有料老人ホームの運営指導及び都民への情報提供を実施してまいりました。

具体的には、都の有料老人ホーム設置運営指導指針を改正し、「初期償却が不適切である」ことを明記したほか、庁内の関係局による特別対策班を設置いたしまして、リーフレットの作成など、普及啓発を実施してまいりました。

課題・取組の方向性としては、有料老人ホームについて、料金の透明化とサービスの質の向上を指導の2本の柱とする実効性のある指導方法の検討・実施を挙げております。

次に、左側の5つ目の丸の「資源エネルギー等の価格変動への対応」でございます。原油価格変動に伴う行政連絡会議を運営し、原油価格変動に伴う物価上昇などの、都民生活への影響について、関係局と情報を共有し、事業施策の展開や連携策を検討しております。

課題・取組の方向性としましては、都民に対する情報提供の充実を挙げております。

このページの最後の丸になりますが、「震災時等における生活物資等の確保」ですが、

都は、東京都生活協同組合連合会と協定を締結いたしまして、災害時における応急生活物資の調達と安定供給等を円滑に行うための体制を整備しております。

課題・取組の方向性としては、実際の災害時に円滑に対応できるよう、実効性ある訓練の実施やマニュアルの見直しを挙げております。

次のページをごらんください。「政策課題4 『自ら考え行動する』消費者になるよう支援します」「政策課題5 消費者の意見や考えを、行政や事業者の活動に活かします」です。

左側の1つ目の丸でございますが、「役立つ情報の提供」としては、「ホームページ『東京くらしWEB』等による消費生活関連情報の総合的な提供」ということで、「東京くらしWEB」をこの4月にリニューアルするとともに、メールマガジンやツイッターの活用により積極的に情報発信を行いまして、消費者被害の未然防止・拡大防止を図っております。

課題・取組の方向性としては、さまざまな情報発信ツール等を活用した、効果的な情報提供とともに、下の図のとおり「東京くらしWEB」のアクセス件数は伸び悩んでおりますので、より多くの消費者にアクセスしていただくための情報提供の方法の検討を挙げております。

左側の2つ目の丸の「消費者教育・啓発」としましては、都は自立した主体性のある消費者の育成・支援を図るため、さまざまな切り口で消費者問題についての講座を実施するとともに、WEB版消費者教育読本や消費者教育DVDといった教材を作成しまして、消費者教育を推進してまいりました。

課題・取組の方向性としては、各種講座の実施、教育機関等との連携による消費者教育の充実を挙げております。

3つ目の丸の「環境問題に配慮する消費者を応援」につきましては、環境に関するムーブメントの醸成として、都はこれまで、さまざまな広報媒体を活用しまして、環境問題に関する普及啓発を実施してまいりました。

課題・取組の方向性としては、スマートフォンへの対応やYouTube東京都公式チャンネルの活用など、都民への効率的かつ効果的な普及啓発を挙げております。

4つ目の丸の「消費者の都政への参加・参画」ですが、「消費生活調査員調査」として、都民から公募した500名の調査員が年間14回の調査を実施し、その結果に基づき、関係業界や事業者に対して指導を実施しております。

課題・取組の方向性としましては、消費生活調査員の調査により、表示の適正化等の成果が挙がっておりますが、多様な広告媒体に対応するなど、効果的な調査手法等を検討していく必要があります。

5つ目の丸の「消費者との協働の推進」につきましては、都と消費者団体とで実行委員会を構成し、毎年10月を中心に交流フェスタ等を開催しまして、都民の消費者意識の啓発や、消費者団体と行政との協働を推進しております。

課題・取組の方向性としましては、広く消費者に対する啓発を行うためには、消費者団体の活動を支援し、団体との協働を推進することが必要でございます。

6つ目の丸の「都と区市町村との連携」につきましては、「区市町村消費者行政への支援」として、区市町村の行政担当職員及び相談員に対する研修や情報提供などを実施しております。

課題・取組の方向性としましては、消費生活行政推進のため、引き続き区市町村との連携を図ってまいります。

資料3については、以上でございます。

続いて、A3横の資料4になりますが、「東京都消費生活基本計画の改定（体系の変更点）」をごらんください。こちらの資料では、資料の左側に現行計画の体系、右側に第1回総会でのご議論も踏まえまして、改定後の計画の体系の事務局案をたたき台としてお示ししております。丸のついた網かけの記載がございますけれども、こちらは、前回総会で委員の皆様からいただいたご意見のほんの主旨の部分ですが、それを記載させていただいたものでございます。

まず、右側をごらんいただきたいのですが、改定後の計画において、都が特に重点的に取り組むべき重点施策の案として4つ挙げさせていただきました。

1つ目は「悪質事業者の取締りと社会からの排除」でございます。施策の概要といたしましては、ここの項目では、巧妙化する悪質事業者の手口や、新手の悪質商法について把握し、重点的な取組を行うことや、関係団体との連携などによりまして、悪質事業者を社会全体で排除していく機運醸成などの取組について記載することを考えております。

2つ目の重点施策は「消費者教育の推進」でございます。前回の総会では、消費者教育の重要性についてのご意見や、今後の展開を考えていくべきなどのご意見をいただきました。この施策の概要としては、学校や地域のさまざまな団体等と連携し、発達段階に対応した消費者教育を推進することや、社会人に対し、事業者団体等と連携して、効果的な普

及啓発を行うことなどについて記載することを考えております。

3つ目の重点施策は「消費者情報の戦略的な収集と発信」でございます。前回の総会では、消費者被害の防止に向け、これまでとは角度を変えた情報提供も必要であるなどのご意見をいただきました。ここでは、埋もれている危害・危険情報や相談情報などの総合的な情報の収集や、消費者が必要とする情報が手元に届くような効果的な情報発信などについて記載することを考えております。

4つ目の重点施策は「東京都消費生活総合センターの機能の充実」でございます。センター・オブ・センターズとして、高度専門的、広域的な相談対応や区市町村への支援、また、消費者被害救済委員会を活用した消費者被害の救済の取組などについて記載することを考えております。

その下に記載してございます5つの政策課題につきましては、基本的には現在の計画の構成を継承しながら、今後のご議論を踏まえまして、施策の方向の追加や整理、また表現の修正などを行っていきたいと考えております。

右側に書いてございます政策課題4の「『自ら考え行動する』消費者になるための支援」の(4-1)というところがございますが、現在の計画では「役立つ情報の提供」となっておりますけれども、前回の総会で、わかりやすい情報発信とともに、都民が情報を積極的に活用できるようにするための方策が重要であるなどのご意見をいただきましたので、下線部のように「効果的な情報の発信」と表現を改めております。

また、政策課題5の「消費者の意見や考えを、行政や事業者の活動に活かす」に関しましては、前回総会で事業者団体との連携や、引き続き法改正などについて国に提案していくことについて、皆様からご意見をいただきましたので、(5-4)として「都と事業者団体との連携」、また(5-5)として「都と国との連携」という項目を新たに追加しております。

大変雑駁ですが、説明は以上でございます。

後藤会長 それでは、ただいまの説明を受けまして意見交換に入りたいと思います。進め方ですけれども、一通り、5つの政策課題について、皆様からご意見をいただきたいと思っております。資料が政策課題1と2、政策課題3、政策課題4と5というように3枚にまとめられておりますので、1枚ごとに時間を区切って次に進むことにさせていただきたいと思っております。

政策課題5まで終了いたしましたら、全体の構成案について、皆様からご意見をいただ

きたいと思います。

言い足りないご意見などがございましたら、最後に残った時間を当てますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、まず、政策課題 1 と 2 につきまして、ご意見等ありましたら、お願いいたします。よろしく申し上げます。

矢野委員 政策課題 1、1 ページの右側の課題・取組の方向に 4 つ項目がありますが、そのうちの 3 つについて意見を述べさせていただきます。

最初の「消費者被害の防止」ということで、近年ますます高齢者の相談が増加傾向にあるということで、グラフからも、平成 23 年度は前年度を上回っている状況ですけれども、この増加の背景をどのようにとらえていらっしゃるのか、ご説明を伺いたいと思っております。

それから、2 つ目です。「消費者被害の救済」ということで、区市町村へも消費者被害救済委員会の設置・運営ノウハウの提供とありますが、区市町村においては、全体的に今、財政が非常に厳しくなっている中で、特に今年度予算は、前年度の活性化基金がほぼ終わっている状況の中で、実は、活性化基金がなかった平成 20 年度と比べても、自主財源自体が減らされている自治体が非常に多くなっています。そういった中で、どういうふうに消費者行政を強化していくかといったときに、消費者被害救済委員会を設置していくというような意向が区市町村側にどのくらいあるのか。実は、この委員会設置や運営については、財源確保も非常に重要になってきますので、その辺が重点として位置づけられるのかどうか。それから、その前段となる、そもそもの消費生活条例や計画すらもない自治体が多い中で、私は区市町村に消費者被害救済委員会の設置・運営のノウハウの提供よりも、まずはあっせん自体がきちんと行われているような状況を充実させることの方が大事ではないかと思っておりますので、この項目については少し疑問を持っております。

それから、3 つ目の「取締りの強化」ですが、悪質な事業者については取締りを強化していただくことは非常に重要ですが、一方で、コンプライアンスを確保して、優良な事業者を評価していくことも大事なのではないかと思っております。消費者がよりよい市場づくりをしていくために果たす役割は、よい事業者を評価していくという活動も今後は非常に重要だと思っておりますので、取締りと同時に評価も検討に入れてはいかかと思っております。

以上 3 点です。

後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、都のご担当の方から、よろしくお願いいたします。

消費生活総合センター相談課長 センターの相談課長の今井でございます。

まず、委員から1点目にございました高齢者被害の増加の背景についてなのですが、センターとしては、高齢者被害の増加については、独居老人とか、高齢化社会を迎えるに当たって、被害がこれからも増加の傾向になっていくのではないかと懸念しておりまして、在宅率が高い高齢者の方を狙った悪質商法、訪問販売や電話勧誘販売、そういったものが増えております。センターに相談がある高齢者の方、あるいは家族の方、見守りの方からの通報などの相談がありますけれども、それはごく一部であって、被害を受けている方は潜在的に多くいらっしゃると思いますので、そういう被害に遭わないために、情報の発信については、高齢者の方の身近なところまで、必要なところに必要な情報が行く形で、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。そうすることによって被害の未然防止・拡大防止につながっていくのではないかと考えております。

以上です。

後藤会長 それ以外の、2点目の問題や、3点目の問題については、いかがですか。

消費者生活総合センター活動推進課長 活動推進課長の柳田でございます。

2点目のご質問でございますけれども、ノウハウの提供、その辺とは別にとというか、それよりも財政的なものが必要ではないかということでございます。今、3区市がこの被害救済委員会を設置しております。その他につきましては、今のところ、考慮中でございますけれども、財政面もあるかと思っておりますので、その辺は今後調査して、できる限りの支援をしていきたいと思っております。

あっせん自体を高めるということでございますけれども、これにつきましては、相談員のレベルアップと申しますか、ご案内かと思っておりますけれども、アドバイザー制度を活用するとか、相談実務メモ、その辺の発信、それから、マニュアルの提供とか、そういうことで、あっせんを素早くやっていただけるようにご支援をしておるところでございますので、今後ともその辺は力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

後藤会長 よろしく申し上げます。

消費生活総合センター所長 私から、ご質問2点について若干補足させていただきます。

まず、1点目の高齢者被害が増えている要因についてですが、相談内容を分析してみますと、金融商品に係る相談が非常に増えておりまして、例えば、ファンド型の投資商品に

関する相談は前年度比1.9倍で、特に和牛オーナー契約については、前年度比約9.2倍に増えていたり、あとは、公社債についても増加傾向にあります。それらについては、総合的に資金的余裕がある60歳以上の方がターゲットになっているということがありますので、そういうことが要因の1つとして考えられます。

また、60歳以上の方々も、かなりの方がインターネットをご利用されていますけれども、このインターネットに係る架空・不当請求が増えているということがございますので、そういう要因も考えられると思っております。

2点目なのですが、被害救済委員会につきましては、先ほど申し上げたとおり、委員会が設置されている区市町村が非常に少ないことの1つの要因として、例えば、大法廷型の、5人で議論するような体制で行っている今までの東京都の委員会をモデルとして、区市町村が委員会の設置・運営を考えると、なかなか難しいところがございますので、昨年度の審議会でご議論いただきました迅速解決型の2名体制で紛争を解決するというコンパクトなやり方でも被害救済委員会は成り立つというモデルを示して、少ない低予算でも実施できることを示すということを考えております。その際、やはり具体的なノウハウの提供というのは重要になると思っておりますので、まずそこから始めていきたいと考えております。

以上でございます。

取引指導課長 では、3点目について、取引指導課長の松下でございます。私からお答えしたいと思います。

コンプライアンスを重視する優良事業者をどのように評価していくかという点についてでございますけれども、これまでの私どもから事業者への働きかけ、連携の取組ということで、2点ほど簡単にご紹介させていただきます。

1つ目は、指導とか処分を行うに際しまして、報道発表いたしますけれども、そういった機会をとらえて、さまざまな事業者団体には協力を要請して、会員企業に対して普及啓発を図っていったり、改善をお願いしたりということは、これまでも行ってきたところでございます。

また、事後の指導ということではなくて、事前にコンプライアンス意識を醸成するというのを目的にいたしまして、法令に関する講習会なども開催して、企業の方たちに積極的にご参加いただけるように、呼びかけなども行ってきたところでございます。

ただ、おっしゃるとおり、優良事業者をどのように可視化できる形で評価していくかと

いうことに関しましては、未着手な部分もございますので、委員の方々からさまざまなご意見をいただきながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。では、よろしく申し上げます。

吉川委員 消費者被害の救済ということで、24年度から調停第2部会を設置されて、市区町村からの期待も大きいと思うのですが、実際にこれまでの実績がどれぐらいで、今後これがどれだけ動いていくかによって被害の救済が迅速に行われる、あるいは被害抑止につながると思いますので、4月からどういう実績があったのかについてご報告いただけますでしょうか。

消費生活総合センター活動推進課長 今年度に入りまして、今、4件付託をしておるのですけれども、その中で1件が区市町村からの案件でございます。それで、現在も、ちょっと雑駁な数字でございますけれども、10数件ほど、委員会にかけ事前の相談が来ております。その中で、付託するかどうか、調整会議等にかけるという、今、段階でございます。したがって、先回、所長会等もございましたけれども、その中でも期待されているというご意見もありますので、今後増えていくかなというふうに考えてございます。

後藤会長 よろしく申し上げます。

消費生活総合センター所長 具体的な数字を申し上げますと、7月20日現在で19件の付託についての事前相談がございました。その19件のうち、14件が区市町村からの事前相談でございます。その中では、前回の総会でもご紹介を申し上げたかもしれないのですが、ある区の相談の現場で、こういう状態が続けば、東京都の被害救済委員会に付託ということも考えなければいけないということを事業者に話したところ、あっせん解決ができたということで、被害救済委員会が現場での紛争解決を促進するツールとしての機能も果たしておりまして、今後ともそういうことも含めて、区市町村にご利用いただきたいと考えております。

後藤会長 どうぞ。

吉川委員 数が多く来ているということですが、これは期待されているところだと思いますので、是非、人的な意味での充実を図って、今後も、その市区町村及び都民の期待に応えられるように十分していただきたいと思っております。現状で、その体制は十分なのでしょうか。予想どおりだったのか、あるいは予想を超える件数が来ていて、体制が大変

なのかどうかということも、始まったばかりですけれども、今後のためにお聞かせいただきたいと思います。

消費生活総合センター所長 現在のところ、私どもの想定していた件数の推移かなと思っておりますけれども、今後、消費者団体の皆様からも、紛争案件のご相談が来たり、付託依頼が来たりということもございますので、それらの件数の動向を見て、体制について必要があれば検討してまいりたいと考えております。

後藤会長 どうもありがとうございました。

飛田委員、よろしく申し上げます。

飛田委員 ご説明をお伺いいたしまして、政策課題 1、2 についての基本的な方向性につきましては納得いたしました。ただ、第 1 点目の「消費者被害の防止(1-1)」につきまして、今までもいろいろな形でなされてこられて、努力を重ねてきていただいているわけですけれども、現実には被害が多発しているということを考えますと、このところでもう少し肉付けができないものだろうかということをお尋ねしたいことが 1 点でございます。

例えば、発生の抑止ということにかかわるわけでございますが、高齢者の被害件数が増加していて、しかも金融商品関係、未公開株等のネット取引などもあるということでございます。高齢者の不安につけ入るといったことではないかと思いますが、これらにつきまして、都のほかの部局の方が、例えば、現在の経済情勢において、もうかる話はありませんというような社会的な分析をもう少しアピールしていただいて、これは東京都に限らないと思いますけれども、もうかる話は今、あり得ないのだという、基本的なところの情報提供が、もしかしたら、悪質業者よりも少し不足している、パワーが弱いということなども懸念されるところでございますので、そういう意味での抑止情報。

それからまた、高齢者がネットを使うということで、積極的な方もあるわけですけれども、デジタルディバイドと言ったらよろしいのでしょうか、ネットを使えない人もいっぱいいるわけです。そういう方たちは電話による被害に遭うということもあるかもしれませんが、ネットとこれからはつき合っていかなければならないので、高齢者の消費者対策としても、IT教育といったことなども、今後、被害抑止に向けて必要ではないかということなども感じております。その辺り、どのようにお考えかということをお聞きしたいと思っております。

それから、また抑止にかかわることなのかもしれませんが、取締りの強化をされていく

過程、それから、適正な指導、広告表示等についてされていく過程で、例えば、たくさん「無料」という言葉が踊っていたり、今の金融商品で言えば「必ずもうかる」という言葉が踊っていたり、「ただ」という、別の言い方もあるかもしれませんが、子供たちの被害においても、無料ということで引っかけておいて、たくさんのお金を後で取っていくという手法があるわけでございます。また、高齢者の被害の中には、出会い系サイトで、お金をあげますというような情報提供があって、それに引っかかっているような話も見聞きいたしますものですから、キーワードでたくさん挙がってくる言葉について、消費者に注意喚起を促すというフィードバックをしていただけたらありがたいと思いますけれども、その辺りの取締りの強化と防止とのドッキング作業については、どのようにお考えか、新しい消費者教育などについても含めてお聞きできればありがたいと思っております。

後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、まとめて、センター所長、よろしく申し上げます。

消費生活総合センター所長 まず、前段についてお話を申し上げます。取組の方向性のところで、確かに消費者被害防止のための注意喚起が必要とあっさり書いておりますけれども、基本的な方向性としましては、高齢者の皆様に複数のルートで、具体的な手口も含めた情報が届くようにしたいと考えております。今までは「東京くらしねっと」という広報誌ですとか、「東京くらしWEB」というサイト、あるいは消費者被害情報ということでプレス発表して記事に載せていただくということでやっておりました。

また、ホームヘルパーさんを通じた注意喚起などをやっていただいております。そして、今、力を入れておりますのが、現役世代の方々に高齢者被害についての具体的な手口を紹介して、ご自身の親御さんに注意喚起をしていただくという取組です。

具体的に申し上げますと、都庁内の各局で民間の関係団体と連絡会を設けたりしておりますので、各局のご協力をいただいて、例えば、産業労働局のご協力をいただいて、東京商工会議所などの経済団体ですとか、事業者団体の方々に会員企業の従業員を守るという観点で注意喚起を行ってほしいということをお願いしてまして、例えば、会員企業向けの講演会の場で高齢者の被害を具体的にお話しする機会を設けていただいたり、会員企業の皆さんを対象にした広報紙に連載記事を載せていただくなどによりまして、悪質商法の具体的な手口を紹介していただくというようなご協力をいただいております。ほかには、都市整備局等のご協力をいただいて、不動産協会をはじめ、いろいろな団体を通じて、注意喚起を進めているところでございます。今後もそういう形で、いろいろなルートを通じ

て高齢者の皆様に情報を届けていきたいと考えております。

以上でございます。

消費生活部長 1点、今の関係で。

後藤会長 よろしく申し上げます。

消費生活部長 高齢者の問題のところ、今、特に金融商品の関係ですが、実在しないバーチャルの、完全な投資詐欺ということで、これは都庁の中で青少年・治安対策本部が治安対策として取り組んでいる事業もあるので、高齢者にとっては、本当にバーチャルなのか、実際の取引なのかということも含めて、そういったものを一緒に啓発していく方が効果的ではないかと考えておりますので、そういう意味では庁内の連携をして、高齢者向けの被害防止のときに消費者関連の情報も提供するとか、そういったことは今後必要かなと考えております。

また、今、消費者教育の推進法案が国会審議中なので、委員からお話があった問題については、特に教育委員会ですとか、それから、高齢者の問題については、福祉保健局の方で今、見守りの関係もやっておりますので、そういった関連部署との連携も必要かと思うので、そういったものも、是非この後、特に重点施策の幾つかにまたがる話にはなるかと思うのですが、そういう中で新しい事業についても項目を出して取り組んでいきたいと考えておりますので、是非、ご意見いただければと思います。

後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、政策課題3に行ってよろしいでしょうか。何かございましたら、ご意見を願いたいします。よろしく申し上げます。

沢田委員 ありがとうございます。3 - 2につきまして意見を申し上げます。「インターネット等電子商取引における安心の確保」ということで、ここに挙げられている課題そのものは全くそのとおりで、スマートフォンにおける架空・不当請求の相談が増しているというのはまさにそのとおりでしょうし、注意喚起が必要というのもそのとおりだと思いますが、タイトルと内容に若干齟齬があるような気がしております。架空・不当請求というのは、電子商取引でも何でもありません。取引ではないですね。ただの詐欺です。なので、タイトルの中の「電子商取引」という言葉はここにはそぐわないのではないかと。勿論、電子商取引に問題がないわけではないので、前回申し上げた越境取引の問題ですとか、別途課題はあるのですけれども、もし課題と取組の方向性を架空・不当請求の問題に特化するのであれば、タイトルから「電子商取引」を落としていただいて、例えば「イン

ターネットの普及拡大に伴う安心の確保」ですとか、「インターネット普及拡大に伴って必要となる安心の確保」、ちょっと長いですが、といったような形に変更していただけないかということを提案いたします。

後藤会長 いかがでしょうか。

企画調整課長 ありがとうございます。今後のご議論も踏まえながら、施策などを整理する中で検討させていただきます。

後藤会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。大津委員、よろしく申し上げます。

大津委員 都民の命と安全を守ること、生活の安全は何よりも大切なことでありまして、消防庁の不慮の事故のデータによりまして、搬送件数の半分は安全と思われるはずの住まいの中で発生しているわけです。日常生活の商品等の問題に起因している例も少なからず存在し、都民、消費者が購入をした製品、商品、食品で、時として思わぬ事故にも遭遇しているわけです。

ずっとライフワークとしてやってきていますけれども、例えば、こんにやくゼリーの窒息事故で22名亡くなりました。そして、この数日では、学校給食の白玉ぜんざいの白玉による窒息事故が2件起きております。また、私の友人は、子供にチョコボールをおやつにあげて、それで窒息をして子供を亡くしておりまして、どこにも何も言えずに泣き寝入りというか、自分を責めてしまったりもしております。

また、介護ベッドでは、本来、ご高齢者を介護するはずの柵の6cmの隙間で首を挟まれて、もう10名も亡くなりましたが、まだ抜本的な対策は取られていません。最近では、お風呂で滑って転んだではなくて、お風呂場の溺死でお年寄りの方が結構亡くなっています。私の身近な例でも、こういったケースがございまして、お風呂で亡くなると、女手一人では引き上げられない。そういう話も、多分、皆さんの中でも聞いているのかと思います。

こうした観点から、2つの意見を申し上げたいと思います。1つ目は、やはり弱い立場でもありますが高齢者と乳幼児の安全確保をお願いしたいということ。2つ目には、消費のメッカ、首都東京として、やはり積極的な情報収集と果敢な対策を力強く取ってほしい。この2つであります。

1つ目の高齢者と乳幼児の安全確保ですが、依然として介護ベッドによる事故も後を絶たないのですが、最近では乳幼児に関して、首輪型のお風呂場での浮輪の問題が取り上げら

れていました。首で固定して、首を吊って、乳幼児をお風呂の中で浮かしておくという感覚は日本にはない発想の製品ではありますが、こうした商品も1つの例として、消防庁のデータからも、乳幼児と高齢者の搬送件数は依然として多いことが裏づけられていますので、東京都としても、特にこうした弱い立場にある都民の命を守るため、私たちもそうですが、努力をしてほしいと思います。

2つ目は、危険の芽を早目に摘むことも当然ながら、東京ならではの情報収集と果敢な対策をとということでありました。これについては、前回の基本計画策定時にも指摘をさせていただきましたが、攻めの情報収集が重要であります。

一方、渋谷の事例ではありますけれども、前回、オレオレ詐欺の撲滅のための、日曜日に両親に電話をしようというメッセージを刷った宣伝用トイレトペーパーの紹介をさせていただきましたが、実際に使ってみた都民が、人によっては、痔ですとか、出血ですとか、ピンク色の文字だったので、間違いやすいので、ちょっと色を変えてみましょうというふうになっています。

区民で作詞作曲のできる人がおまして、今度、防犯のためのテーマソングをつくる動きもあります。そんなふうに、都民も参加しながら、非常に頑張っている状況です。

そういう中で、行政の広報も、確実なリーフレット、正確な情報伝達プラスさまざまな工夫の取組も上乗せをしていただいて、また、消費者事故から都民の命と健康を守るために、行政としての権限も的確に使っていただきたいと思います。

せんだって、国の消費者庁と消費者委員会で、河上先生が委員長ということで、今日、出席されていますけれども、東京電力の家庭内電気料金の値上げについて、消費者の立場という大きな観点から値上げ率をカットした。あれは非常にすばらしい消費者からの観点で動いたことだと思えます。

では、東京都では、どこでそれを決めるのかといいますと、私たちの消費生活対策審議会が、東京都で言えば、国の消費者委員会に値するものでありますので、こうした社会問題として、また最近の緊急の問題として、扱えるものがあれば、是非こういった審議会で、消費者の立場から、そしてまた東京都知事の査察権も駆使しながら、東京では、消費者委員会に当たるこの委員会で是非前向きに、社会問題や、いろいろな緊急事故を取り上げていくべきだとも思っています。あらゆる法律や条例を動員して、消費者を危険・危害から守っていくべきと考えておまして、今回の基本計画の5年計画の策定に当たりまして、こうした観点からも、一層取り組む必要があると考えております。

この2点を是非、皆さんのお知恵を出しながら、また都民の声を確実に受けながら進めていっていただきたいと思います。

後藤会長 どうもありがとうございました。

よろしく願いいたします。

生活安全課長 生活安全課長の犬野でございます。

ただいまの都民の安全の確保の観点につきまして、私からお答えを申し上げたいと存じます。

東京都はこれまでも、日常生活におけますさまざまな危害・危険につきまして、いろいろな形で情報収集してまいっております。ヒヤリ・ハット調査といったアンケート調査をいたしましたり、それから、東京消防庁等との密接な連携の下に、実際にどのような搬入事故が起こっているのかというような情報も収集してきているところでございます。その中には、例えば、乳幼児の誤飲の問題でございますとか、それから、お風呂場での溺死のような問題も当然、情報としてはたくさん入ってきているところでございまして、いろいろな形で情報を共有し、また都民の方に注意喚起を図ってきているところでございます。

そうした中で、ただいまお話にございました介護ベッドにつきましては、JISは改正されてございますけれども、まだ以前のベッドが使われているということで、事業者からは、5cm、あるいは6cmの隙間を埋める補修の部品が供給されているところでございますけれども、必ずしも十分な対策が行き渡っているとは言えない状況があるかと思えます。そうしたことから、介護ベッドを使っておられます要介護者と定期的に接している地域包括支援センターをはじめとする、いろいろなスタッフの方々を対象といたしまして、これまでの情報提供に加えまして、ピンポイントで必要な注意喚起を図るよう、今後、チラシをつくって注意喚起をしていくというような取組も進めていきたいと存じております。

それからまた、いろいろ新しい事例が生じてきてございます。ただいま先生のお話にございました首輪型の浮輪について、最近、報道もなされまして、都の消費生活センターにも相談事例が寄せられております。現在調査中ではございますが、都といたしましても、いち早くホームページ等で注意喚起を行って情報提供しているところでございます。

こういった、特に高齢者や子供をはじめとする消費者の方々に対する安全確保につきまして、これまで以上に、都としても、いろいろな情報ソースに注意深くアンテナを張りまして、また、いわゆるヒヤリ・ハット調査も一層的確に行ってまいることによりまして、積極的な情報収集に努めてまいりたいと思います。

それからまた、先生のお話にございました、都としても、いろいろな法令、条例がございます。危険な商品を排除し、本当に実効ある安全な生活の確保に向けた取組ということで、私どもも、隙間の事案も含めまして、いろいろな形で権限等をうまく使いながら、都民の安全の確保のために努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしく申し上げます。

河村委員 主婦連合会の河村でございます。

安全の関係で、先ほどの大津委員のご発言も、本当にそのとおりだと思います。つい最近も起きたものとして挙げさせていただきたいのは、立体駐車場で子供が挟まれて亡くなるという事故の問題です。これまで何度も同様の事故が起きております。命にかかわる非常に危険な事例であるのに、対策が取られていない。

このような事故は、ボタンを押して回している人の責任ということになっております。先日も消団連の方で勉強会があったのですが、そこで指摘されたことは、立体駐車場は、商用のビルのようなところだと、警備員さんとか、専門の方がいらっしゃいますけれども、集合住宅などは利用者自身が操作して回すわけですが、安全対策のためにボタンを押している間だけしか回らないように設計はされています。しかしながらそれが面倒くさいということで、インターネット通販で、ボタンが押したままになる部品というのですか、そういうものを売っているのです。それを設置すると、押したままの状態を保ちながら、手を離すことができるわけです。お母さんがそれを使って、目を離した際に子供が飛び乗って挟まれて亡くなったという事例も報告されています。そういう場合、すぐに親の責任ではないかとかいう話になるわけですが、事故が起き続けるということは、明らかに機器として非常に危険な状態のまま放置されているということであり、何らかの対策が必要だと考えております。

何が申し上げたかったかと申しますと、課題・取組の方向性のところにも、より適切な対応ということと、情報発信ということが書かれているのですが、ちょっと具体性に欠けるかなと思います。収集・分析・発信のところをどういうふうに行っているのか、私は、よく知らないのですが、事故情報の分析のところがとても大切です。消費者団体でも、私の所属していますところでも勉強を進めていますけれども、近年、非常にシステマチックなリスクアセスメントの手法が、確立されつつあります。一番進んでいるのは航

空の分野なのですけれども、それでも90年代に入って進んできたと言われていいますから、製品などその他の分野にはまだ浸透していないと思われれます。発生頻度と被害の深刻さの組み合わせでリスクを判断する方法です。例えば、頻度が非常に少なくても、ものすごく重大な、深刻な結果をもたらすものであれば、必ず対策をしなければいけないといった具合に、その事故を表に当てはめていくことで、対処についての判断を下す手法です。情報収集した後にはどう分析していくかというのがとても大切だと思いますので、最新の安全管理やリスクアセスメントの手法を取り入れて、事故情報から、未然に防ぐ方策につなげていくということを、是非、やっていっていただけたらと思っています。

以上です。

後藤会長 よろしく申し上げます。

生活安全課長 大変貴重なご意見ありがとうございます。先生のお話にございました機械式立体駐車場でございますが、一昨日もたしか新聞報道で、4歳の子供さんが亡くなれるという、花巻かどこかであったかと思われれますけれども、非常に悲惨な、痛ましい事故が起こっております。この件に関しましては、本年、全国ベースで行きますと3件ほど大きな事故が起こっておりますので、都といたしましても、ホームページで緊急危害情報という形で注意喚起をいたしております。

現在、この事故原因等につきましては、国土交通省、あるいは警察で調査中ということになるかと思われれますけれども、都として何ができるかということで、ただいま委員のお話にもまさにございました、押したままというような便利グッズみたいなものも、インターネットを通じて、市場にはどうやらあるようでございますので、今後に向けてでございますけれども、都民の方を対象に、機械式立体駐車場をどういうふうに具体的に、そうした便利グッズなども含めて使われているのか、アンケート調査をいたしまして、調査・分析ではございませんけれども、そういった結果を基にいたしまして、できるだけそういった情報を必要としている方々に向けて、情報提供、注意喚起を図っていきたいと考えております。いろいろな事故が起こっておりますので、できる限り迅速に、都としてできる限りのことをしていく取組を今後とも進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。

恐縮ですが、時間の関係で、政策課題4と5に移らせていただきたいと思います。池本委員よろしくお願いいいたします。

池本会長代理 池本です。

政策課題4、5のレジユメに関連して2点、質問と意見を申し上げたいと思います。東京都は、都自身として非常に積極的に施策を推進しておられるのですが、併せて区市町村に対しての司令塔役というのですか、都内全体の施策が推進されることが重要だと思っておりますが、その関係で2点、意見と質問です。

消費者教育の推進・啓発というところが、各種講座の実施や教育機関との連携で充実していくということが今後の方向性として記載されています。これは、東京都自身だけではなくて、地域の行動力があり、あるいは問題意識のある消費者を集めて、継続的な講座などをやって、それこそ新たな団体として行動を始めるくらいの、そういう取組というのは、むしろ地域住民に直接つながっている区市町村こそが必要ではないかと思うのです。そういった区市町村の取組を促すことについての働きかけについて、何か方策が必要ではないかと思うのですが、その辺りの実情なり、あるいはお考えなりをお伺いできればというのが1点。

それから、一番下の「都と区市町村との連携」の中に、これまでの主な施策の成果というところに、消費者行政の担当職員及び相談員に対する研修などということがあります。東京都では、相談員向けの実務的な研修というのは非常に頻繁に開かれているというふうに私もお伺いしているのですが、職員向け研修というのはどの程度実施されているのか。国全体の消費者庁での議論の中では、全国的に見ると、消費生活相談員向けの研修というのは今、各地で盛んにやっているけれども、職員研修が非常に不十分ではないか。そこを国としても今後強化する必要があるという議論があるのですが、都内では、これまでどうか、あるいは今後、更にその辺りについてはどういうふうにお考えかというところをお伺いできればと思います。

以上、2点です。

消費生活総合センター活動推進課長 市町村を強化するためということでございまして、今、市町村共催講座、多摩地区で市町村の要望を受けて、共催でさまざまな課題に取り組む講座を実施して支援しているということが1つございます。また、今年度から新たに、市町村が連携してやっていくということで、シンポジウム等を企画しているところでございます。

それから、もう一つ、行政職員への研修ということでございますけれども、これにつきましては、新任担当の職員に対する研修を毎年1回やってございます。それから、既存の

行政担当職員、これも毎年でございますけれども、年4回やっております。かなりアップデートな話題を取り入れながら、23年度はネット取引、住宅トラブル、放射能関係、相談に関してコミュニケーションが取りづらいというような関係のところのテーマについて、研修をやってきたところでございます。

市町村からのアンケート等を基に、テーマを毎年選定しながら、行政担当職員の1つの実力アップといたしますか、市町村の要望に応えるという意味でやってきているということでございます。今後も都の方で考えるとともに、区市町村のご意見を聞きながら実施していきたいと考えてございます。

後藤会長 よろしく申し上げます。

消費生活総合センター所長 若干補足をさせていただきますと、東京都が主体的に開催している講座等なのですが、昨年度の実績で言うと、延べ回数で125回ほど実施しております。規模の大小、やり方を工夫するなどして、いろいろなバリエーションの講座を展開していますが、その都度、区市町村のご担当の皆様にご案内をして、具体的に見ていただくように働きかけもしております。それらを参考に区市町村が自ら講座を企画していただければと考えております。それ以外に、消費者団体の皆様と連携した講座も昨年度30回以上実施しておりますので、そういうやり方も示しながら、区市町村の具体的な行動を促していきたいと考えております。

以上です。

後藤会長 よろしく申し上げます。

宮崎委員 この4と5の資料の右側に「東京都くらしWEB」のアクセス件数についてのグラフがございます。数年度にわたって横ばいというか、漸減の状態ですね。なぜだろうということと、これはいけないなというふうに率直に思います。アクセス件数が多ければいいというものではありませんが、私ども委員、それから、担当の職員の皆さんの共通認識としては、先ほど来の議論を聞いていると、やはりこの辺のアクセス件数を伸ばすことは絶対条件であると思えます。

WEBの中に、この4月からですか、ツイッターがかなり頻繁に更新されて発信されています。そうしたことを考えると、アクセス件数が減るとというのがいまひとつわからない。それはなぜかと考えますと、やはりツイッターがまだ有効に機能していないのではないかという気がしてならないのですね。つまり、反応が非常に少ないという印象です。

要はどうするかということでしょうが、例えば、ツイッターで言えば、発信力を持った

人、都知事でもいいかもしれませんね。意見のインパクトを持った方ですから。関連することで一言、二言ツイッターしていただくということもアイデアではないでしょうか。

それから、私の個人的な経験で言えば、アイドルを引っ張り込む。アイドルのことを私の食と農のNPOのブログに書きますと、そこにタイトルに引っかかってくるのでしょうか、アイドルのファンがどっとやってきまして、爆発炎上するくらいの、何千件というアクセスがあって、自らびっくりしているのですけれども、それは1つのヒントではないのかなと思っています。それが1点です。

もう一つ申し上げたいのは、先ほど来、さまざまな情報を、特に高齢者にどう届けるかということに知恵を絞っているというお話でした。複数のルートを考えているというお話もありました。どのような複数のルートを考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいのが1点です。

それから、60歳以上のインターネットの利用者もかなり増えているということでしたけれども、何か実態的な数字などをお持ちでしょうか。それが2点です。

それから、今、お話ししたのは、インターネットなりスマホの利用者サイドから見たわけですが、特に高齢者の場合は、両方とも持たない、あるいは使用しないという人たちも少なからずいるのではないかと私は思っております。そういう方は、あえて言えば情報弱者と言えらると思うのですけれども、こういう情報弱者に対して、「東京くらしWEB」の情報、あるいは消費者センターのさまざまな消費者のための相談の情報、そこらをどのように伝えていったらいいか。情報弱者に対する消費者行政の対応をどうすればいいのかというのは大変大きな問題だろうと思うのですけれども、何か現時点でお考えになっていることがありますでしょうか。

以上、幾つかお尋ねします。

後藤会長 よろしくお願いいたします。

消費者情報総括担当課長 消費者情報統括担当課長の赤羽でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの宮崎委員のご質問及び意見についてご説明をさせていただきます。まず「くらしWEB」のアクセス件数の件でございますが、23年度まで、低迷というか、減ってきているという状況を踏まえまして、23年度中にリニューアルを行ったところでございます。そのときのご意見としては、WEBの構成が行政の組織的なものになっているので、なかなか情報が探しにくいですとか、見にくい、欲しい情報に行き着かないとい

うようなご意見がございましたので、それを改善するべくリニューアルしたところでございます。

4月にリニューアルをいたしまして、カウントの仕方が異なりますので、一概に23年度までと比べられないのですけれども、4月、5月、6月のトップページのアクセスビューで確認をいたしますと、4月が約15万9,000件、7月が17万9,000件というように、改善の方向を見ております。これにつきましては、委員のご質問にもありましたツイッターとWEBを連携させまして、新しく発信した情報につきましてはツイッターで情報を流し、WEBも紹介する、そういったところで相互の利用者が増えてきているのではないかと、まだ3か月ですけれども、私どもでは分析しております。

ツイッターに関しまして一例をご紹介させていただきますと、先ほど安全のところ、こちらの事務局からもご説明させていただきましたが、首輪型の浮輪に関する事故について、まだ原因がわからない状況ではありましたが、とりあえず乳幼児の入浴中には注意するということの基本的な姿勢には変わりありませんので、注意喚起を行いました。行政では、原因がわかったときに公表するというのが通常のやり方なのですが、「こういう事故が起こりましたので、是非入浴中はお子さんから目を離さないように」というツイッターを発信いたしましたところ、今まで最高のリツイート数、お気に入り登録数の確認をいたしまして、ママさん世代にツイッターの存在をアピールできたかなと思っています。

また、数日して、子供さんのいたずらから守るためのコンセントキャップに関する商品テスト結果について、柄がきれいなものだと興味を引いて外しやすいという調査結果を追って公表しましたところ、やはり同じ年代の層にヒットし、関心を持っていただきまして、そこでフォロワー数がかかなり増えているところでございます。

ただ、そうは言っても、まだツイッターも始めて3か月、4か月でございますので、現在、フォロワーになっていただくために、いろいろな会議等、多く人が集まるようなところで働きかけをするとともに、ツイッターを始めましたというお知らせとWEBをリニューアルしましたというお知らせの両面刷りのチラシを作成いたしまして、その配布に努めております。昨日から都営大江戸線の、全部の駅ではないのですけれども、数か所、まず試験的に置かせていただいて、そういったところで一般消費者の方の関心を引き起こそうということで取り組んでいるところでございます。

宮崎委員 済みません、何を置いたのですか。

消費者情報総括担当課長 A5版のチラシをつくって置きました。後ほど現物をご参考

にお配りさせていただきます。

宮崎委員 わかりました。

消費者情報総括担当課長 また、高齢者に関するトラブル等の情報のルートでございますけれども、WEB環境にない高齢者はかなりいらっしゃると思っておりますので、紙媒体の「東京くらしネット」を毎月10万部発行しております。また、東京都広報ですとか、そういったものを順次活用をしているところでございます。

また、60歳以上のインターネットの利用者数は、今、手元に数字はございませんが、総務省で調査をしていると思っておりますので、後ほど確認をいたしましてお伝えしたいと思っております。

また、高齢者への情報提供につきましては、私どももかなり危機感を持っておりまして、直接はなかなか届かないようなところは、先ほど申し上げましたように、現役世代の人から伝える、また、ホームヘルパーですとか、そういった方との連携を持ちながら、周りから見守っていただく、そういったところを並行して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。

消費生活総合センター活動推進課長 センターから補足です。センターとしましても、高齢者・若者キャンペーンというのは非常に重要でございますので、啓発資料がどういうふうに本人に届くようにしたらいいかということをお日々考えておるわけで、現在も、高齢者におかれましては、デイサービスとか、福祉事務所、病院、支援センター、その辺で重点的にリーフレットを配布したりしております。デイケアセンター、支援センターにつきましては、啓発用のステッカー等を配布して、掲示をしていただいております。

若者につきましては、大学、高校、ボウリング場とかの遊興場に重点的に配布しているというところもございます。

これからも、より届くようにするにはどうしたらいいかということをお考えておりますけれども、例えば、高齢者につきましては、見守りをすべき家族とか、自治会等に配布するというところも考えておるところでございます。

若者につきましては、大学、生協とか、就職活動するような機会のところにも配布できないかなということで考えております。また、出前講座というものも今やっておりますけれども、この辺も、パンフレット等を配布するだけではなくて、希望する企業とか団体に

もパンフレットを随時配布して啓発するという活動をやっていけたらと思っております。

以上でございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。

まだ手を挙げた方がいらっしゃるのですが、恐縮ですが、時間の関係がありまして、また残った時間にとということで、よろしく願いいたします。

それでは、全体の構成案についてご意見をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

橋本委員 全体を見させていただいたときに、政策課題3という入れ物が少しわかりにくいといえますか、それぞれの施策に問題があるというより、先ほどもちょっと出ましたけれども、インターネットの架空請求みたいなものはここに入るのか、そうではなくて悪質事業者対策なのではないかという感じもするし、あるいは消費者に対してもっと啓発をするというのがあれば、4とか5とか、そちらの方になるような感じもいたしまして、政策課題3が、商品やサービスの安全・安心の確保と、いかにもお役所用語的な感じで、具体的に何をターゲットの施策なのか、お役所の外の人間には少しわかりにくいのではないかという印象を持っております。

ですから、こういう基本計画みたいなもの自体が、もっとわかりやすいといえますか、アピールする必要が多分、あるのだろうと思っていて、例えば、お金の問題でトラブルがあるとか、あるいはそうではなくて、健康とか、生命とか、そういうところで何かトラブルがあるとか、あるいは高齢者の方で、例えば、老人ホームの問題とか、消費者とのコミュニケーションを図るといっているのであれば、消費者側から見て、この計画が、何を指して、何をよくしようとしているのかというアピールをするといえますか、そのための工夫が何か必要なような感じがいたします。

ですから、入れ物を変えてしまえというのはなかなか難しいのかもしれませんが、多少重複してもいいから、これはこちらでも問題になるのですみたいな、課題1～5のまたがったものはまたがったように書くとか、あるいは、これはこれで行政の計画だから、こういうやり方でいいとしても、でき上がったら当然それは広く都民に広報するのでしょうか、そういうときに、普通の消費者目線で、こういう困ったことがあることについて、こういう計画で対応するのだという対応関係がわかりやすくなるような、政策パッケージ自体がややお役所的な入れ物の体系になっているような感じがいたしますので、そこを少し工夫するといえますか、そういうことを意見として申し上げたいと思えます。

後藤会長 今回のことについて、いかがでしょうか。

企画調整課長 今後検討させていただきます。どうもありがとうございます。

後藤会長 それでは、宮崎委員、よろしくお願いいたします。

宮崎委員 消費者被害を救済するとか、あるいは消費者にとっては、自ら考え行動するという、消費者の自立を促すというふうな、一言で言えば、非常に高踏的な消費者行政のテーマがここに網羅されているようには思います。ただ、それがゆえに、実は、迷える小羊ではありませんが、今の消費者というのは、高齢世帯も独居世帯も増えています。それから、ネット被害という、少し前までは考えられなかったような被害に遭う。それらが非常に複雑に絡み合った悩み多き問題を多くの消費者が抱えているように思います。

その意味では、重点施策の4に「消費生活総合センターの機能の充実」とあります。まさしくそれに尽きるわけですが、消費者サイドからの表現にすれば、消費者相談の業務を充実・強化させる、いつでも、どんな相談事でも持ってきてくださいというふうな表現が私は必要なように思います。前の方の発言とも関連することだと思えますけれども、そういうニュアンスを取り入れた目標の設定といいですか、それが必要なのではないかという感じがいたします。

以上です。

後藤会長 ありがとうございます。

今のことについては、何かコメントございますか。

企画調整課長 これから具体的な取組についても検討してまいりますので、その中で併せて検討させていただきます。

後藤会長 それでは、よろしくお願いいたします。

上村委員 上村と申します。

消費者教育関係のことで発言をさせていただきます。先ほどご説明がありましたように、消費者教育の推進に関する法律、消費者教育推進法が6月20日の参議院本会議で可決され、今、衆議院の審議を待っている状態でございます。推進法では「消費者市民社会」という言葉が使われております。今までの消費者と違う消費者のイメージが市民に込められているようです。宮崎委員がおっしゃいました今の消費者はどういう消費生活を送ろうか悩める消費者です。どういう消費者を育てようと、消費者教育を行い、消費者情報を発信していくのか、その辺をもう一度問い直さなければならない時期に来ているのではないかと思います。

具体的な言葉ですけれども、よく「倫理的な消費者」という言葉が使われるようになってまいっております。東日本大震災以降の風評被害や買い占めのことなどもございまして、今までの生産者と消費者や加害者と被害者の対立的な関係で考えていく消費者像ではなくて、事業者、生産者が一緒になって、何ができるのか、どういう消費生活を実現したいのか考えていく消費者市民社会というのが1つ、テーマとなっているのではないかと思います。

今回の計画の中でも、そういうことをご配慮いただいている部分があると思います。特に消費者教育などの場面において、行政と学校の連携だけではなくて、生協や、事業者との連携、あるいは事業者の場での消費者教育、そういうことが少し動き出しているような気がいたしております。都でそういう方向を今、目指しておられるのであれば、もう少しご説明をいただきたいということと、今後のお考えをお知らせいただければと思うところがございますが、いかがでしょうか。

後藤会長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

企画調整課長 今の上村委員のおっしゃられました法案ですけれども、学校は勿論ですけれども、そのほかにも、地域、家庭、職域と、さまざまな場において消費者教育を推進していくという理念が示されておりますので、まだ法案は審議中の段階でございますが、それを先取りするような感じで、そういった理念を計画の中に反映していくように検討していきたいと思っております。

後藤会長 ほかにございますか。長谷川委員、よろしく申し上げます。

長谷川委員 関連しますので、消費者教育・啓発のところで、今、委員がおっしゃったとおり、事業者の団体も、自ら考え行動する、あるいは本当に良識的な消費者をいかに育成できるかというのは自分たちの問題だという考え方をしております、こういうふうな活動に事業者としてできる協力があれば、積極的にやっっていこうということで、実は、私どもの消費者関連専門家会議の中でも、今年度の大きなテーマとして、プロジェクトをつくって、そのような可能性について検討しようということになっております。

4 - 2で「各種講座の実施、教育機関との連携」という言葉があるのですが、我々は、青少年、あるいは小中高を含めた学校教育の中で、きちんとした消費者教育が行われることが極めて重要ではないかという考え方をしております、そういうところに事業者がしゃしゃり出るのはいかなものかと思うのですが、いろいろな形でサポート、あるいは

協力ができるのであれば、積極的にやっていきたいと思っているのですが、教育機関との連携というのがキーになるのではないかと思います。具体的に、都の場合、ここについてはどのようなご計画とございますか、方針を持たれているのか、その辺りについてご教示いただければと思います。

後藤会長 よろしく申し上げます。

消費生活部長 今回の教育委員会の問題ですが、今回の教育推進法も、消費者センターと教育委員会が連携して、いろいろな消費者教育を進めていくという文言も入っておりますし、我々としても、この法案が出る前の国の検討状況の中で、消費者教育の推進会議ですとか、それから、推進委員会ということで、文科省と消費者庁と両方で検討してきている素案もあると思います。特に文科省の関係から、どういう今後の展開があるのかというのは、私ども、教育庁からも情報を取りながら、消費者庁関連の事業と、それから、文科省関係の事業との整合性を取りながらやっていきたいと思っています。

特に、池本委員からあったと思いますが、地域でやっていくというのが大切だと思うので、区市町村の教育委員会と、どういう形で連携できるかという点について、教育庁とも今後情報交換しながら、この5年間の計画の中で現場の取組として、例えば、これは今後の検討だと思うのですが、モデルみたいなものをつくって進めていくとか、地域で活動している町会、自治会とか、NPOの団体とか、さまざまな団体との連携の仕方というものもあるかと思いますので、そういった団体との連携をした教育の進め方もやっていければと考えております。

後藤会長 井上委員、よろしく申し上げます。

井上委員 若干、事業者の視点からものを申し上げたいと思うのですが、ちょっと乱暴な、あるいはラフな言い方をすると、多くのまともな事業者と、それから、一部の悪徳・悪質事業者と、消費者サイドの方も、多くの善良な消費者の方と、それから、一部の事業者から見て困った方と4つあって、おのおの相対関係があるわけですね。それを多くの善良な消費者の方から見てみると、悪質な事業者との戦いと、普通の多くの事業者との関係というのは全く別だと思うのですね。

ここでも相当意識をされていると思うのですが、悪質事業者対策は、勿論、撲滅というのが一番いいのですが、それこそ手を替え品を替え、新しい技術を活用しながらやってくる。これに対して、一方で消費者の方も、先ほどから議論が出ていますように、昔でしたら、例えば、家族というものを含めて、自分の周りにプロテクトしてくれる

人たちがいたわけですけれども、これがなくなっている。そういう中で新しいネット等の技術が出てきている。撲滅すべきなのですけれども、現実、そうではない悪質事業者からどう身を守るか、このアプローチと、それから、先ほど申しました多くのまともな事業者と、多くの善良な消費者との関係というのは、先ほどちょっとどなたからも出ましたけれども、リスクのコミュニケーションのところが決め手になると思うのですね。

一方で利便性を追求するということで、いろいろなサービス、それから、商品が出てきて、これはまともな事業者ですから、別に詐欺を行っているわけではない。ただ、いろいろなサービス、商品が出てくることによって、想定をしていないような使い方という、商品の問題、サービスの問題と、使い手の問題の相互作用でいろいろな思わぬことが起こってしまう。これはまさにリスクアセスメントであり、リスクコミュニケーション。事業者からしますと、消費者サイドでどういうことが起こったか、それが事業者、メーカー、製品をつくっている段階では想定をしていないようなことも、多分、起こると思うのですね。そういう情報のフィードバックは極めて大事になってくると思います。

よって、悪質事業者と善良な消費者との戦いにおける対策のアプローチと、多くのまともな事業者と多くの善良な消費者の方々の中に起こる不幸なことに対してのアプローチというのは、相当意識して議論を進めていかなければいけないなと思います。

後藤会長 先ほど河上委員も手を挙げていらっしゃいました。お2人のご意見をいただいた後、コメントいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

河上委員 どのタイミングで何をしゃべればいいのかわからなくて、いろいろ考えていたのですけれども、1つは、最初のころに池本委員から、むしろ区市町村の取組を促進するための施策を考えた方がいいのではないかというお話があって、私もそれは全く同感です。先ほどの教育推進法ができ上がるとすると、そのときに連絡協議会をつくるということがかなり大きな、組織的な課題としては出ておりますが、これが起爆剤になるのではないかと個人的には思っておりまして、教育のためにいろいろな分野の人が連携して、職域的にも、いろいろな団体の間でも、連携をして、教育の教材をつくってみたり、あるいは、どういう形で教育したらいいかということや協議したり、教育に参加したり、そういう作業をする過程で、教えても、なかなか歩留りが悪いので、実際に教えた効果というのはそんなにないのかもしれないけれども、何を教えようかということで頭を集めて、いろいろ作業することが大変な学習だと思っております。ですから、そういう連絡協議会の在り方をこれからきちんと考えていく必要があって、理想的な連絡協議会の形成に対して、都がコー

ディネートするというようなこととか、あるいはノウハウや情報提供の在り方について、いろいろ考える。これは、やはり都がやるといいことではないかと思えます。

もう一つ、市民社会の関係で言うと、消費者倫理のことを余り強調するのは、私は好きではなくて、何が賢い消費者で、何がいい消費行動かということを押しつけることはやめた方がいいと思うのですね。むしろ、みんなで考えるだけの、自立した消費者になってもらうための活動をやらないといけないだろうということで、消費者教育については、1つ、そのことが気になったところであります。

それから、もう一つ、消費者との関係で都が考えることで、適格消費者団体の活動に対して、都が何らかの形で協力する場合に、難しいかもしれませんが、財政的な支援ができないかということでもあります。今は差し止め訴訟ができますけれども、仮に集団訴訟ができるようになったとした場合、適格消費者団体が活動するのは消費者全体のための公益的な活動をするということとして、消費者の被害防止のために都がいろいろなことをやっていくという活動と非常に親和的な活動をすることになります。そうだとすると、そういう人たちが手弁当でまずはやれという話になるのか、それとも、何か基金のようなものを置いておいて、ただで貸してやって、少なくとも当面の間、そういう人たちの財政的な支援ができるようなことが都として考えられないかというような辺りは、課題としてお願いしたい。

3番目ですけれども、都としてやっていく作業が、東京都だけに限らない場面が非常に多いという気がするのです。例えば、食品表示に関して、都の告示の中で、国内で製造されて、東京都内で販売される調理品については表示を云々ということを言われましたけれども、国外からいっぱい入ってくるわけですね。国産だけではなくて、国外産品も考えないといけない。しかも、東京都内で販売されるといっても、販売地区というのは動きますから、被害者は東京都で買うこともあれば、東京の人が埼玉や千葉へ出かけて行って買うこともあるということを見ると、それは国の方での食品表示の一元化の問題にもつながることになるはずであります。ですから、そこは、東京都のいろいろな表示の在り方についての検討をしたら、今度は国の表示の在り方としての検討に大きくアピールしていただきたいという気がするわけであります。

後藤会長 どうもありがとうございました。

よろしく申し上げます。

飛田委員 政策全般の枠組みに関してはよろしいのではないかと考えておりますが、課

題・取組の方向性の中で何点かお願いしたいことがあるのですけれども、申し上げます。

政策課題の3の中で「資源エネルギー等の価格変動への対応」というところがございしますが、これに関しては、これから先、国の、例えば、電気料金で言えば、総括原価方式の見直しの方向性も出されておりますし、総括原価方式は電気だけに限りませんので、そういう意味での公共料金の制度の変更なども予測される場所ではないかと思っております。これは、価格変動のみをそこに反映させればいいのかということも問題としてはありますので、資源エネルギーと公共料金等の変動への対応といったような、広い意味でのくくり方にしていただいた方がいいのではないかと気が1つしております。原油価格変動のみによらない変化が生じ得るということでございます。これから、エネルギーについても、原油のみならず、いろいろなエネルギーが導入されてくる可能性があるという背景がございします。

それから、同じ政策課題3のところ「震災時等における生活物資等の確保」は、必要なことで、重要なことなのですけれども、ここのところで成果として、東京都生協連と災害時の協定を結ばれたということが例として挙がっているのですが、エネルギーの問題なども重要な問題としてございます。例えば、LPガスの分野では、LPガスの災害時のステーション的なものの用意がありますし、それから、ガソリンスタンドの業界などでも、今、国も力を入れておりますけれども、非常時、災害時の協定というものが各地域で結ばれようとしております。したがって、こういうところには、実際に入れていただく場合、都民が見てわかりやすいように、震災だけにかかわらず、災害時における生活物資等の確保というところで、きめ細かく、現状、既に達成しているものも、これから見込みのあるものなども入れていただけたらありがたいと思っておりました。

それから、政策課題4、5のところ「環境問題に配慮する消費者を応援」というのがありますけれども、環境問題については、地球環境のみならずなのですけれども、今、エネルギー問題とも関連して、非常に重要度が増しておりますが、かつて私ども、森林認証等は月間の展示でもやらせていただいたり、また「くらしねっと」でも森林認証などの記事を取り上げられたことがございますけれども、これからは森林認証、省エネマークの活用とか、さまざまな地球環境への配慮に役立つような情報提供がますます重要度を増してくるのではないかと思います。そういうことに関して注意も必要でありまして、昨今の家電販売店の抱き合わせ販売などを見ておりますと、非常に省エネ達成度の低いものを抱き合わせ販売したりしておりまして、それは別途、私も関係者に申し上げております。環境

問題などについてはスマートフォンとかY o u T u b e等のみならず、紙媒体や、それから、業界指導、広告のチェックなどにおいても生かしていただきたいと思って、このところは拝読しました。

それから「消費者との協働の推進」のところなのですが、5 - 2のところでも既にいろいろやっておられますし、また、先ほども、研修、講座なども随分開いているというお話がございましたけれども、今後も必要なこととしては、いろいろな問題を拾い上げていくときに、双方向の情報収集関係、日常的な情報収集関係なども重要ではないかと思えますし、そういうことが活動支援にもつながるのではないかと思えますので、私どもは、団体としては活動支援を是非していただきたいという願いが一方でございますけれども、情報収集などにも是非、私たち日常的な活動者を利用していただきたいということを願っております。

全体について、この政策課題の中で、もう一つ、ちょっと残念だなと思えますのは、老人ホームの問題は非常に力を入れていただいているのですけれども、多くの消費者は、公的な施設がないから、しょうがないから、民間に行かざるを得ないということが実際問題あります。公的施設を広げることの難しさはあるかもしれませんが、公的な貸出し住宅、高齢者向け住宅のサービス内容についても、民間住宅との違いがあり、勿論、消費者の選択があってよろしいわけですが、情報提供はこれからますます重要度を増しているのではないかと考えております。この枠組みに関してはよろしいと思えますが、各政策課題について、また今後の方向性については、実際、東京都としてやっていただきたいこともありますので、その辺を是非斟酌していただきたいなと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

後藤会長 ありがとうございます。

東京都からは特にコメントいただきませんが、部会の検討の中で生かさせていただいて、その中で東京都にもご意見いただくと、そんな形にしたいと思えます。

それでは、次に進めさせていただきます。さまざまなご意見をどうもありがとうございました。これからの審議の進め方をお諮りしたいと思います。今回の諮問につきましては、今後、具体的、専門的に審議を進めていくこととなります。そこで、東京都消費生活条例第45条第9項に「専門の事項を審議するため必要があるときは、部会を置くことができる」との規定がありますので、この規定に基づきまして、これから設置していただく部会が中心となって審議を行い、その結果を総会に報告していただくという進め方にしてい

たいと思います。そのような方法で審議していくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

後藤会長 それでは、部会を設置して審議を進めたいと思います。

次に、部会で審議をお願いする委員及び部会長の選任に入ることいたします。部会の委員及び部会長につきましては、審議会運営要綱第7の1項及び2項によりまして、会長が指名することになっています。私の考えた部会委員の案を配付いたしますので、ごらんいただきたく思います。よろしく申し上げます。

部会委員につきましては、ただいまお手元にお諮りした案のとおりでございます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

後藤会長 それでは、よろしく願いいたします。

次に、部会長でありますけれども、部会長は、会長代理の池本委員にお引き受けいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

後藤会長 それでは、池本委員から一言ごあいさつをお願いいたします。

池本会長代理 池本です。

ご指名により、部会長として審議を担当したいと思いますが、今日、この限られた時間の中でも、皆様からたくさんの意見をいただいて、私自身、頭の中に全部入り切れていないくらいです。恐らく、もう少し時間があれば、更にほかの委員の話をヒントに、もっともっとたくさん意見が出るのではないかと思います。今後のスケジュールは後で事務局から紹介があると思うのですが、是非、次の総会を待たず、それぞれ、こんなこともあるぞというのがあれば、メールなりFAXなりで事務局に寄せていただき、部会の議論にもヒントをいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

後藤会長 本日決まりました部会構成等につきまして、本日欠席の委員の方々につきましては、事務局を通じてご連絡をお願いいたします。

続きまして、今回の諮問事項の審議スケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

消費生活部長 それでは、資料5の「消費生活対策審議会の今後の予定」をごらんいただければと思います。事務局では、記載にありますような予定でご審議をお願いしたいと考えております。本日のご議論を踏まえまして、9月までの間に部会を3回程度開催いた

しまして、中間のまとめ案の作成に向けご議論いただきまして、次回、10月に第3回の総会の開催を予定しておりますが、そこにご報告をいただきます。そこでのご議論を踏まえ、中間のまとめとして都民からの意見を募集いたします。意見募集の終了後、議会をまた開催いたしまして、都民から寄せられた意見をご検討の上、答申案をまとめていただきまして、12月の第4回総会にご報告をいただきます。総会では答申案についてご審議いただき、最終的な答申のとりまとめをお願いしたいと考えております。

なお、次回の審議会の開催につきましては、お手元に日程調整票をお配りしておりますので、ご記入の上、机の上に置いていただくか、別途ご送付いただきますようお願いいたします。

後藤会長 今後のスケジュールにつきましては、ただいまのご説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

後藤会長 それでは、以上をもちまして本日予定された審議を終了いたします。ご協力どうもありがとうございました。

午前11時56分閉会